

## 神山町産材認証制度による町産材認証を受けるための手続き

### 1 神山町産材認証制度の仕組みについて

この制度は、神山町内の山林から生産された木材が、伐採業者や製材業者を經由して間違いなく建築現場へ届いていることを証明するものです。

そのため伐採業者は伐採を始める一ヶ月以上前に、神山町へ伐採届けを提出し（森林所有者が伐採届けを提出することもある。）、町から伐採適合書又は、受理通知書の交付を受けてから伐採を始めます。又森林経営計画に伴う伐採は事後届けになります。

次に、伐採した立木を丸太に加工し、伐採適合書の写し添付して神山町産材認証機構（事務局：神山町産業観光課内）へ町産材の産地認証申請（様式3）を行います。その際申請書には出荷する木材の明細を記載する必要がありますが、納品書の写しを添付すれば記載を省略出来ます。機構は申請書を審査し内容を確認した上で、丸太に対する産地認証証明書を交付します。丸太を製材業者に納品する際は、納品書に町産材産地認証のゴム印を押して、産地認証証明書の写しを添付して納品します。

製材業者は、丸太の産地認証証明書の写しを添付して製材品の産地認証申請（様式3）を行います。その際製材品の納品書の写しを添付すれば、産地認証申請書の木材の明細は記載を省略出来ます。機構は申請書を審査し内容を確認した上で、製材品に対する産地認証証明書を交付します。製材品を建築業者等に納品する際は、納品書に産地証明のゴム印を押して、産地認証証明書の写しを添付して納品します。

### 2 神山町産材認証を受けるための事務手続き

#### (1) 事業者登録

##### ① 登録の資格要件

- ・本社又は事業所の所在地が神山町内にあること
- ・徳島中央森林組合若しくは神山共販所木材買方組合の傘下に入っていること

##### ② 登録の申請

- ・様式第1号により機構へ登録申請書を提出

##### ③ 登録の審査及び通知

- ・機構は審査の上適当と認めた場合は、「登録事業者」として名簿に登載し、様式第2号により登録証を交付する。登録の有効期限は登録後3年間とする

##### ④ 登録事業者の登録要件

- ・認証の対象となる木材は、それ以外の木材が混入しないよう分別管理をしなければならない。
- ・入荷及び出荷台帳等の帳簿により管理すること
- ・関係書類を5年間保存すること
- ・取り組みの責任者が1名以上選任されていること

(2) 証明手続き

- ① 産地認証の証明を受けようとする者は、機構に対して様式第3号産地認証申請書（記入例参照）に必要な書類を添付した申請書を提出する。
- ② 機構は、流通経路を調査し、町産材と認めるときは様式第4号で「産地認証」証明書を交付する。

(3) 登録及び証明に関する手数料（登録事業者規程による）

- ① 事業者登録料は、1件当たり5,000円です。
- ② 証明手数料は、丸太については量に関係なく1件当たり1,000円です。製材品については、量によって1,000円から10,000円まで変わります。